

宮社協発第802号
令和3年10月7日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
会 長 加 藤 睦 男



令和4年度 福祉施策等に関する要望について

本会の事業運営につきましては、日頃格別の御支援、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、社会福祉を取り巻く環境は、急速な少子高齢化や人口減少の進行による介護ニーズの増大とダブルケアの発生、8050 問題に象徴されるひきこもり、コロナ禍による生活困窮世帯の急増など、分野を超えた複合的な課題が顕在化し、既存制度では対応できない事案が増加しており、身近な地域における包括的な支援体制を早急に整備することが求められております。

また、近年の自然災害の激甚化・広域化に伴う福祉支援体制の強化や恒常的な福祉人材不足の解消など、解決すべき課題が山積しております。

このような状況を踏まえ、下記のとおり要望いたしますので、その実現に向けた取組についてよろしく願いいたします。

記

1 地域共生社会の実現のための各種施策の推進について

新型コロナウイルスの感染拡大によって孤独や孤立の問題が深刻化し、人々のつながりの重要性を改めて認識することとなりました。一方で、新型コロナは他者への偏見や差別を生み、社会に亀裂をもたらしています。これらのことから、住民が共に支え合う地域共生社会の実現に向け、更なる住民同士の支え合いや交流の促進を進めなければなりません。そのためには、相談支援、社会参加支援及び地域づくりを一体的に実施する重層的支援体制整備事業等を活用していく必要がありますが、任意事業であるため、未実施の市町村がほとんどです。また、包括的な支援体制を構築する上で重要な役割が期待される市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）には、相談対応だけでなく、困りごとを抱える住民を見つけ出す仕組みの整備、生活課題の深刻化を防ぐ支援のコーディネート、住民の地域生活を支えるネットワークの形成などを担う専門職（コミュニティソーシャルワーカー等）の配置が欠かせませんが、市町村社協の財政基盤が脆弱なことから、現状での配置は困難な状況にあります。

つきましては、市町村が改正社会福祉法の趣旨を踏まえ、重層的支援体制整備事業を積極的に活用するよう助言願いますとともに、当該事業を含む包括的な支援体制の整備を盛り込んだ地域福祉計画の策定を、市町村へ働き掛けていただくようお願いいたします。

また、コミュニティソーシャルワーカー等の機能を担う福祉活動専門員を増員するため、地方交付税の積算における福祉活動専門員設置事業費（市町村分）を増額するよう国に要望願います。

2 生活福祉資金貸付事業に係る安定的な相談支援体制整備について

生活福祉資金の本来の目的は、生活困窮や経済基盤の弱い地域住民等に対し、資金貸付と相談支援を両輪で行うことで、安定的な生活を送れるよう支援し世帯の自立促進を図ることです。この事業は、県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）及び市町村社協の主要事業でありながら、財政的な理由から担当する職員の多くが非正規職員という現状で、組織としての知識・技術の蓄積が図られてきませんでした。多くの市町村社協では、コロナ禍の特例貸付に対応するため臨時に増員した非常勤職員や派遣職員によって業務を行っていますが、今後10年以上にわたるコロナ特例貸付償還事務への対応を考えれば、常勤正規職員の配置が必要不可欠です。

つきましては、市町村社協に負担と不安を強いることのない中長期的なビジョンの提示や、生活福祉資金の相談や貸付事務に係る安定した職員配置のための人件費及び事務経費の財源措置を強く国に働き掛けていただくようお願いします。

3 福祉・介護人材の確保について

これまで国では、様々な福祉・介護人材確保施策を行っておりますが、抜本的な人材不足の解消には至っておらず、人材の流出を防ぐための定着支援や離職防止に対する取組とともに喫緊の課題となっております。

つきましては、福祉・介護人材の確保に向け、介護福祉士等修学資金の償還免除要件を、全県一律に過疎地域と同様の従事期間3年とするよう国に働き掛けていただくようお願いします。

また、福祉・介護人材定着のため、処遇改善加算については現行の加算措置ではなく、介護報酬や障害者自立支援給付費等の基本報酬へ組み込まれることが望ましいものと考えますが、現行制度を維持する場合は、支給対象の範囲や条件等について緩和し、より弾力的な運用が可能となるよう強く国へ要望願います。

4 災害ボランティアセンター運営に係る新たな協定締結について

近年、頻発化・激甚化する災害への対応に必要なボランティアの調整を後押しすることで、公助による救助の円滑化・効率化を図る観点から、令和2年8月28日付け内閣府事務連絡により、自治体と地元社協との委託のもと災害ボランティアセンター（以下「災害VC」という。）が運営された場合に、災害VCで行う救助とボランティア活動の調整業務が災害救助法の国庫負担となりました。

つきましては、今後も発生が予測される大規模災害時のボランティア活動支援を円滑・効果的かつ安全に実施するため、平時から自治体と災害発生時の費用負担を明らかにした協定を市町村社協と締結するよう、市町村に対し働き掛けていただくようお願いします。

併せて、現在、県、みやぎ災害救援ボランティアセンター及び県社協とで平成16年に締結した「大規模災害時における県災害ボランティアセンターの設置・運営に関する覚書」を見直し、県災害ボランティアセンターの運営費等が災害救助費から支弁されるよう、県と県社協との間において新たな協定を締結するようお願いします。

5 国のガイドラインに基づく災害時の福祉支援体制の整備について

東日本大震災における教訓から、福祉分野において発災後からの能動的・機動的な対応や、被災地外からの支援と被災地ニーズとのマッチング調整等について、包括的・継続的に支援する仕組みを構築し大規模災害に備えるため、宮城県災害福祉広域支援ネットワー

ク協議会が設立され、これまで本会が事務局として会の運営に当たり、災害派遣福祉チーム（以下「DWAT」という。）養成基礎研修などを実施してきました。

ネットワーク事務局の設置については、都道府県主管部局が直接又は都道府県社協等の関係団体との協定の締結等によりネットワークの運営に係る事務処理を行う事務局を設置することとされていますが、現在本会では、県からの委託や協定によることなく、県の補助事業として事務局を運営しています。このことから、地元自治体からは県の主体的な関わりが希薄に受け取られがちであり、被災自治体から DWAT の派遣要請が上がりにくくなる要因にもなると考えられます。

つきましては、今後想定される大規模災害に備え、宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会の運営費等については、委託契約を締結した上で経費が負担されるようお願いいたします。また、県はチーム派遣や体制整備に積極的に関わっていただきますようお願いするとともに、DWAT の派遣、受入れが円滑に行われるよう市町村防災計画及び地域福祉計画等に明示、位置付けされるよう市町村に対し指導をお願いいたします。

6 各種団体からの要望等

各種団体からは、別紙のとおり要望がありましたので、必要な施策と財源支援の実施に向け、御対応願います。

令和3年10月7日

各関係団体から宮城県への要望

目 次

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会

1. 生活困窮者支援を総合的に行うための生活福祉資金相談体制整備事業補助金の増額等について . . . p 1

社会福祉法人大崎市社会福祉協議会

2. 県内全市町村社協への福祉活動専門員並びに地域福祉活動推進員設置費用の全額負担について . . . p 2

社会福祉法人石巻市社会福祉協議会

3. 生活福祉資金貸付に係る財源確保について . . . p 3
4. 日常生活自立支援事業における職員の増員及び処遇改善に係る財源確保について . . . p 4

社会福祉法人栗原市社会福祉協議会

5. 生活福祉資金担当職員の人件費補助の恒久化について . . . p 5

宮城県知的障害者福祉協会

6. 報酬算定の見直し及び特定処遇改善加算の職員への支給方法について . . . p 6
7. 利用者の高齢化等による身体機能の低下に伴う支援の在り方について . . . p 7
8. 障害者優先調達推法の積極的な活用を促す柔軟な取り組みについて . . . p 8
9. 相談支援体制の確保について . . . p 9

公益財団法人宮城県視覚障害者福祉協会

10. 新型コロナウイルスワクチン接種に関する情報が当事者に確実に伝わる方法で周知して頂きたい。 . . . p 10
11. 地域生活支援事業の意思疎通支援において視覚障害者に対する代読・代筆を実施して頂きたい。 . . . p 11
12. 災害時要援護者の個別支援計画について . . . p 12
13. 福祉有償運送制度を活用した外出支援について . . . p 13

宮城県精神障がい者家族連合会

14. 当連合会は精神障害者福祉手帳所持者18千人、精神通院医療認定者3千人の生活の資質向上を目指し活動を行っているが、活動資金が厳しい状況
東日本大震災からの支援は各種享受できたが、コロナが新たな脅威になっている。
. . . p 14

宮城県児童養護施設協議会

15. 児童養護移設の人材確保が困難である現状に鑑み、行政と共同での対応等対策の必要性を感じる . . . p 15

宮城県児童館・放課後児童クラブ連絡協議会

16. 児童館及び放課後児童クラブへの理解と、児童館職員の処遇改善について . . . p 16

宮城県母子福祉連合会

17. 県の施設における自動販売機の設置について . . . p 20

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会から
宮城県への要望

【項目】

生活困窮者支援を総合的に行うための生活福祉資金相談体制整備事業補助金の増額等について

【現状】

- 今回の新型コロナウイルス感染症による日本経済への影響は計り知れないものがあり、特例貸付の終了後においても、当面の間は、生活に困窮する方々からの本事業のニーズは減少することはないと予想される。
- 現在、本事業の受付業務を本会の各区支部事務所で行っているが、青葉区宮城支部事務所配置のための生活福祉資金相談体制整備補助金（以下「補助金」という）の増額が認められていない。
- 同一労働同一賃金の対応のため、令和2年度から本会の有期雇用職員の待遇改善を実施しているが、補助金の増額が認められていない。令和3年度以降、単年度で数百万円の持ち出しとなる見込みであり、このような状況が続くのであれば、本事業継続が極めて困難となる。
- 補助金の予算内示及び交付時期が極めて遅く、予算編成、人材確保、事務執行に支障をきたしている。

【課題】

- 生活困窮世帯の自立支援を行うにあたり、相談支援は本事業の根幹となる業務であると言える。貸付相談員は、相談業務を通して、相談者が抱える様々な課題に気づき、生活困窮者自立相談支援機関との連携や他制度へつなぐ役割を担っており、本事業のニーズが極めて大きく、その状況が当面の間、継続することが予想される中、貸付相談員の役割は、今後増々重要になってくる。このような役割を担うには初期面接や制度に対する問合せ等の段階で様々な知識やスキルが求められ、その職務に見合った待遇にする必要がある。
- コロナ禍による生活困窮世帯の急増に対応し、きめ細やかな支援を長期的に実施するために、貸付相談員を増員し、支援体制の強化を図る必要がある。

【要望内容】

○生活福祉資金相談体制整備事業補助金の増額

全ての配置職員の待遇を現在の嘱託職員相当とし、相談窓口の強化を図りたく、予算増額について、国への働きかけを含め、強く要望いたします。また、宮城総合支所保健福祉業務拡大として、平成30年度からの生活保護に関する業務の開始に伴い、宮城支部管内の相談対応のため、青葉区宮城支部事務所にも貸付相談員を配置していることから、その予算についても確保していただきたい。

なお、確実な事業運営のために補助金を当該年度の6月までに交付していただきたい。

(参考)

- ・令和3年度予算要望 合計9名分 29,700,000円/年
内訳 嘱託職員1名 3,300,000円/年×9名(市本部2名、青葉区2名、他区支部各1名)=29,700,000円
- ・令和4年度予算要望 合計8名分 26,400,000円/年
内訳嘱託職員1名 3,300,000円/年×8名(市本部1名※、青葉区2名、他区支部各1名)=26,400,000円
※震災対応1名の減

社会福祉法人大崎市社会福祉協議会から
宮城県への要望

【項目】

県内全市町村社協への福祉活動専門員並びに地域福祉活動推進員設置費用の全額負担について

【現状】

社会福祉協議会（以下、「社協」という。）は、社会福祉法第 109 条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として、法律に規定されている公益性の高い団体であり、全国、都道府県、市区町村単位に設置されており、「社会福祉を目的とする事業の企画及び実施」「社会福祉に関する活動への住民参加のための援助」「社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成」など事業を行う組織として、また、社会福祉関係者と福祉活動を担う住民・ボランティアなどにより構成される組織として、他の社会福祉法人とは異なった制度では、対応しにくい住民ニーズに積極的な対応が求められています。

【課題】

地域福祉の中核を担う社協として、福祉活動専門員並びに地域福祉活動推進員（以下「専門員等」という。）を配置し、各種の地域福祉活動やボランティア活動、各種福祉サービスや情報の提供、相談事業の充実、各種事業の企画・実施などに努め、加速している高齢化や多様化する福祉ニーズに柔軟に即応できる体制づくりと、地域の特性に合った福祉サービスを住民に対し、効率的・効果的な組織的活動を展開し、地域福祉の推進を図っているところであるが、福祉の仕事に対する魅力の低下などにより、福祉人材の確保が困難な状況が続いており、人材の確保・定着が最大の課題となっています。

【要望事項】

全国 1,800 の社協においては、補助金・委託事業の単年度化により、正規雇用が厳しく、非正規職員が約 6 割を占めております。

地域福祉事業の実施にあたり、専門員等の設置は不可欠であり、複数年にわたる事業の実施、人材雇用確保など、継続的、安定的に事業を行なえるよう、専門員等の設置費用を全額負担して頂きたい、宮城県より県内全市町村への指導を切に要望いたします。

社会福祉法人石巻市社会福祉協議会から
宮城県への要望

【項 目】

生活福祉資金貸付に係る財源確保について

【現 状】

東日本大震災で被災した世帯に対する特例の貸付事業については、宮城県社会福祉協議会の助成を受け実施しており、令和2年度をもって相談員1名の配置は終了したところであるが、新型コロナウイルスに係る緊急小口資金特例貸付については令和2年度に引き続き相談員2名を配置し、相談・申請対応を行っている。

特例貸付の申請件数は、令和3年3月31日現在で、緊急小口資金526件（94,200,000円）、総合支援資金197件（107,000,000円）となっている。

【課 題】

新型コロナウイルスについては未だ猛威を振るっており、これに係る緊急小口資金特例貸付についても、今後相談・申請件数は増加することが予想される。本貸付の特性上、新型コロナウイルスに起因する生活困窮者に対して支援を行うため申請の条件は広く緩和されており、これは迅速かつ正確な相談対応、申請業務が求められることを意味する。宮城県においてまん延防止等重点措置は令和3年5月11日をもって解除されたが、県独自の緊急事態宣言は発令中であり、感染再拡大の危険性もあることから、未だ先行きが見えないのが現状である。

【内 容】

従来の社協事業に加え、生活困窮者に対するより丁寧かつ迅速、正確な相談・申請対応を行っていく必要がある。特例貸付の申請は令和3年6月をもって終了する予定とのことだが、申請受付期間の延長及び現状の職員体制で事業推進ができるよう財政的支援の継続を要望するもの。

【項目】

日常生活自立支援事業における職員の増員及び処遇改善に係る財源確保について

【現状】

日常生活自立支援事業を実施している石巻圏域（石巻市，東松島市，女川町）の石巻地域については，平成21年4月より，宮城県社会福祉協議会から基幹的社協として石巻市社会福祉協議会が事業を委託され実施している。

現在，嘱託職員の専門員4名で石巻圏域を担当しているが，県内においても利用者が多い圏域であり，また事業範囲が2市1町という広範囲であることから，専門員に係る事業負担と併せ，生活支援員不足による業務負担もあり，潜在的なニーズに対応できない現状である。

【課題】

自己決定能力が低下している方が対象者であることから，専門的知識が必要であり，職務内容も嘱託職員の業務範囲を超えていると思われる。

また，住民の高齢化が進むにつれ，今後も対象者は大幅に増加する可能性がある一方，直接支援を行う生活支援員の増員には，ボランティア精神に頼らざるを得ない事業のあり方が課題である。

【内容】

日常生活自立支援事業の基幹的社協として，2市1町と広範囲な地域を担当している特殊性と，年々増加する利用者に対応するため，専門員4名体制の継続と職員の処遇改善，生活支援員増員のための事業実施体制の見直しと財源確保を要望するもの。

社会福祉法人栗原市社会福祉協議会から
宮城県への要望

【項目】

生活福祉資金担当職員の人件費補助の恒久化について

【現状】

新型コロナウイルス感染症の長期化により、休業や失業等から生活に困窮する方が増加しております。

これに伴い、緊急小口資金や総合支援資金の貸付相談、貸付申請事務も増加し、職員にも過重の負担となり、組織としましても大きな負担となっております。

本会では、この貸付事務は、本所及び10か所の支所で対応しておりますが、地域福祉課地域福祉係の職員が専従体制で総括しております。

新型コロナウイルス感染症が終息しない中、引き続き貸付業務が生じますとともに、収束しましても、貸付の償還を迎えることとなり、償還に伴う指導や償還への猶予等の相談が見込まれ、業務の過重が生じるものと考えます。

【課題】

本会の財務状況では、独自財源による貸付業務の専従職員の配置は困難であります。本貸付に係る人件費補助がなければ、専従職員の配置は出来ず、本会としましても、本貸付業務を行うことはできない状況にあります。

専従者の配置がなければ、地域福祉部門の職員が兼務する形で、事務処理を執り行うこととなり、地域福祉活動の推進に大きく支障をきたすこととなります。

【要望事項】

貸付事務の長期化により、その後の償還管理も長期わたることが見込まれる中、生活福祉資金貸付業務担当者の専従配置は必須であり、当該職員に係る人件費補助の長期的な補助の継続を強く要望いたします。

宮城県知的障害者福祉協会から
宮城県への要望

【項目】

- 1, 報酬算定の見直し
- 2, 特定処遇改善加算の職員への支給方法

【現状】

- 1—①生活介護の基本報酬単位数が軒並み下がったため、事業所運営が厳しいものとなっています。
- 1—②就労継続支援 B 型は、新型コロナウイルス感染症の影響により就労事業収入は、令和元年度と比べ 10%減でした。また、消費税率アップの為、消耗品や賃借料等の支出も増加した上、利用者平均工賃月額も令和元年度よりも下回っています。
- 2—①特定処遇改善加算の支給方法にしぼりがあり、職員の経験年数と資格のみの評価で差をつけている現状があります。
- 2—②高齢分野との収支率の差が大きくなっている。

【課題】

- 1—①生活介護事業所（一番需要のある）利用者支援には、より充実した支援が必要となり、減収になると職員の確保や運営が厳しくなります。
- 1—②今年度も新型コロナウイルス感染症の影響は避けられない状況かと思えます。
- 2—①経験年数と資格の評価のみでは、職員のモチベーションに繋がらないという課題があげられます。
- 2—②高齢分野との加算率の差がありすぎる為、障害分野への働き手がなかなか増えない状況を作り上げてしまっているともいます。

【要望事項】

- 1—①適切なサービス提供を行えるよう、報酬単価の見直しをお願いします。
- 1—②新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出ということで、令和3年度の就労継続支援 B 型においては、平均工賃月額に応じた報酬体系の場合、平成30年度、令和元年度、令和2年度の実績で評価することが出来ましたが、令和4年度以降の取扱いもお願いいたします。
- 2—①支給方法については、処遇改善と同様に法人単位で行えるようお願いいたします。
- 2—②高齢分野と同等の加算率にして頂くよう要望します。

【項目】

(障害者支援施設部会)

利用者の高齢等による身体機能の低下に伴う支援のありかた

【現状】

入所施設の利用者が高齢となり老健施設等に転出するまでの長期にわたり入所している現状について、その事由は敢えて説明するまででないが、利用者の高齢化に伴う問題として、身体機能の極度減退から、車いすによる全介助となり1対1による支援を要する利用者が多くなってきている。更に、病院への付き添い業務も増大してきており、配置基準による通常の支援ができない状態で、支援職員の手が回らない時の事故が喫緊の課題であります。

【課題】

利用者の区分により支援職員の配置基準が決められてることは周知のとおりです。

日中の支援体制に関しては何とかクリアできているものの、夜間については夜勤者の人数だけではオーバーワークとなっている状況です。

さらに、夜勤勤務については、求職者が自己の就職先から除外している方々が多く、コロナ禍の影響により失業した方々が多いにも関わらず就職先として見てもらえない状況にあるため、求人に対する反応は皆無に近い状況で、過半、思い余ってハローワーク担当者に対し、施設で求人してることをアピールにて欲しいと依頼した状況です。

高齢者施設の現状は確認してませんが、コロナ禍で失業し前途を絶望して自殺する人がいることをニュース等で聞くと「もったいない」、それらの人々に目を向けてもらえないかと思っています。不況により他業種に職員を派遣などして企業努力をしていることから、このような時期を逃すことなく人集めをするチャンスととらえ、その手立てについて行政の力をお借りしたいと思っています。

【要望事項】

①求職者から就職先の1つとしての対象業種になるためには、他の事業との処遇（給料）格差を少しでも是正するための方策についてご教示願いたい。

②県の外郭団体である「宮城県船形の郷」の運用に関して、上記のような利用者の積極的な収容をお願いしたい。

③1対1の支援が必要となった利用者の介護のための方策として、県独自の対応の有無についてご教示願いたい。

【項目】

(生産活動・就労支援部会)

障害者優先調達推進法の積極的な活動を促す柔軟な取り組みについて

【現状】

コロナ禍における県内の就労支援事業所の減収はいまだ回復せず、現在も苦慮しているところではありますが、県や各市町村が障害者優先調達推進法に基づき、積極的に就労支援事業所をご活用頂くことで各事業所にとっては大きな一助となると考えております。

厚労省より公表されている実績では、宮城県は平成30年度は全国ワースト7位、令和元年度はワースト8位と低迷しており、就労継続支援B型事業所の都道府県別平均工賃においては、平成29年度より3期連続下がっており、原因の1つとも考えられるのではないのでしょうか。

【課題】

方針は定められているものの、市町村によって活用の方法や認知度に差があるように感じてる。入札では一般企業には劣ってしまうし、事業所側とすれば手続きについては煩雑と感じてる事業所が少なくない。もっと事業所としても参加しやすい取り組みがあると良いのではないかと。

【要望事項】

今以上に柔軟な対応かつ簡素化できることはないのでしょうか。優先調達の物品や役務を探すことも少々煩雑に感じてしまう。

また、目標数値を上げ、役務についてはもっと職域を拡充することはできないのでしょうか。

【項目】

(相談支援部会)

相談支援体制の確保について

【現状】

様々な地域課題の解決や、地域作り、多岐にわたる関係機関との連携等、相談支援の役割が増え、業務量が増している。

【課題】

地域の相談支援体制において、サービス等利用計画作成が主となりがちで、基幹相談委託相談の業務が十分に行われているとは言い難い地域が見られる。重層的な相談支援体制（3層構造）の整備を行い、地域課題の解決が図られるような、体制作りが課題である。

報酬改正により、加算が増設されたが、事務量が煩雑となり、申請のし辛さを感じる。

基本報酬が上がっても、事業所数や相談員数増を図るに至る地域は少ない様子で、マンパワー不足という課題があり、相談支援の質が担保される体制作りが課題である。

【要望事項】

市町村による重層的な相談支援体制（3層構造）の整備を行う為、地域における相談体制の確保について、働きかけを行って欲しい。

相談支援事業所や相談員自体が増えるように、相談支援事業所の整備の働きかけや、単独で事業が行える事業体制の確保を働きかけてほしい。

公益財団法人宮城県視覚障害者福祉協会から
宮城県への要望

【項目】

新型コロナウイルスワクチン接種に関する情報が当事者に確実に伝わる方法で周知して頂きたい。

【現状】

一部の自治体で情報が視覚障害者に伝わっていない実情があります。

【課題】

視覚障害者の場合、通知方法が拡大文字版・点字文・テキスト版・デイジー版・音声CD版・メール版等多様な為、それら個々に対応するのが難しい現状があります。

【要望事項】

市町村から最低限通知文を送る旨を電話で伝え、必要な方には内容を口頭などで説明して頂きたい。

【項目】

地域生活支援事業の意思疎通支援における視覚障害者に対する代読・代筆を実施して頂きたい。

【現状】

視覚障害者に対する代筆・代読は居宅介護の家事援助の一部として、または同行援護の中で行われてはいるもののニーズに十分に応えられていない現状があります。

【課題】

代筆・代読のニーズが自治体や福祉事業者に十分認知されていない。

【要望事項】

視覚障害者に対しても、聴覚障害者に対する手話通訳者の派遣などと同様、代筆・代読者の派遣が行われるよう要望します。

【項目】

災害時要援護者の個別支援計画について

【現状】

視覚障害者への災害避難や防災については、地域において平常時に要援護者情報を収集し、災害時に活用することが不可欠です。しかし、視覚障害者の地域居住者人数が少ないことから、そのニーズの把握が困難なのが実情です。

【課題】

個人情報に配慮しつつ、地域の社会資源をフルに活用することが求められます。

【要望事項】

災害時要援護者の個別避難計画を着実に策定して頂きたい。

【項目】

福祉有償運送制度を活用した外出支援について

【現状】

鉄道や路線バスの減便・廃止が年々進み、自家用車を使用できない視覚障害者にとって外出の機会が減っています。

【課題】

福祉有償運送制度の利用には高いハードルがあります。

【要望事項】

現状の交通環境を補うためには、同行支援、移動支援などの福祉サービスと福祉有償運送の複合活用が有効なので、福祉有償運送制度が容易に活用できるよう要望します。

宮城県精神障がい者家族連合会から
宮城県への要望

【項目】

- ①当連合会は精神障害者福祉手帳所持者 18 千人、精神通院医療認定者 33 千人の生活の資質向上を目指し活動を行っているが、活動資金が厳しい状況。
- ②東日本大震災からの支援は各種享受できたが、コロナが新たな脅威になっている。

【現状】

当連合会は障がい者家族の会費及び賛助会員からの協力金で運営を行っている。

会員数は 20 年ほど前には 1000 人を超えていたが、現在は 200 人を下回った。

各市町村にある家族会員の減少は高齢化や規模の大きい精神病院にあった家族会が地域移行支援事業によって解散し、さらに年齢が若い家族は参加に消極的ある。一方で障がい者数は年々増加し、困窮するケースが後を立たない。

【課題】

精神の疾患者は概ね内向きな気質で、進んで窮状を訴えたり、生活基盤の構築に積極性は見られず、一人で悩みを抱え込んでしまう。これらの解消は家族の援助が必須であるが、家族もまた疲弊する現状がある。当連合会はこれらを汲み取り組織だって少しでも障がい者が、生活向上に資するよう活動を行っている。会の維持には運営費が伴うが活動資金が年々減少し、改善策を模索している。

【要望事項】

精神障がい者の自死や生活保護受給は健常者とは比較できないほどの多数であり、抑制を図ることは社会保障費をはじめとする行政コストの削減に資するものとする。それら抑制に大きく効果をもたらすものは障がい者家族の絆の力に他ならない。今、精神障がい者の家族会は年々結束が薄らぎつつある。精神障がい者の数は毎年増加する傾向にあるが、若い世代ほど障がいを表ざたにしたくないという心理から家族会等への参加には消極的である。

一方、障がい者家族会という立場に関わらず障がい者の利益追求は当連合会等が担うことが理にかなっていると思われる、そのような観点から活動資金に目を向けてもらいたいと要望いたします。

社会福祉法人宮城県児童養護施設協議会から
宮城県への要望

【項目】

児童養護施設の人材確保が困難である現状に鑑み、行政と協働での対応策の必要性を感じる。

【現状】

社会的養護における里親の存在感が増す昨今、児童養護施設はそのケア形態の小規模化や多機能化、高機能化等を求められている。また、被虐待児童や何らかの障害を有する児童の入所率が高まる中、施設職員が個々の児童の対応に苦慮する事例も増加している。更に、家庭への支援や退所児童へのアフターケア等も含めた支援を充実させるために、問題をより適切に把握し、関係機関と密に連携することの重要性が増してきている。このことから、職員の専門性と機関連携の質の向上が急務となっている。

【課題】

上記のような背景により、今後も人材確保と人材育成への対応、定数を満たす職員確保並びに早期離職者への対策が課題となっている。

【要望内容】

産休・育休・病休当代替職員の確保はもちろん、各施設例外なく新年度採用職員の一年以内の離職等、中途退職者の年度内補充は困難を極めている。施設側の学生への職種理解対策への努力、また新任職員への養育スキル向上のための研修体系づくりを改めて模索している。

改正児童福祉法の家庭療育優先の理念のもと、宮城県社会的養育推進計画に基づき、現場実践している児童養護施設の役割は高度化が求められる。宮城県からの現状を踏まえた各課題解決への支援を要望するもの。

宮城県児童館・放課後児童クラブ連絡協議会から
宮城県への要望

【項目】

児童館及び放課後児童クラブへの理解と職員の処遇改善について

【現状】

児童館は、児童福祉法に定められた児童福祉施設の中で、唯一0歳から18歳未満までの子どもを対象に、身近に寄り添い、その健康を増進する施設です。コロナ禍において、新しい生活様式や見えないものに対する不安など子どもを取り巻く環境が著しく変化していく中で、児童館や児童クラブが担う役割はこれまで以上に大きなものとなっています。しかし、行政側にその存在や活動、意義が十分に理解されていると言えない状況が未だにあります。

【課題】

自治体及びその職員の中には、児童館が小学生のみを対象としている施設であると認識していたり、小学生を対象とした保育施設（学童保育や放課後児童クラブ）と誤解していたりするケースが見受けられ、児童館事業の充実や児童健全育成の推進にとっては大きな課題になっています。

【要望事項】

これまで以上に、児童館は行政とのパートナーシップを図り、県民協働で児童の健全育成に取り組む必要があります。宮城県全体が児童館の存在意義や活動を理解し、児童館が地域の貴重な社会資源であることへの更なる理解の促進をお願いいたします。

【項目】

児童館及び放課後児童クラブへの理解と職員の処遇改善について

【現状】

平成30年10月に改正された児童館ガイドラインにあるとおり、児童館職員は遊びの指導や生活の支援を通して、子どもの心身の健康を増進し情操を豊かにする役割のほか、配慮を必要とする子どもへの対応、いじめや保護者の不適切な養育が疑われる場合等への対応も求められています。このことに対応するためには自己研鑽と経験の積み上げが必要です。しかしながら児童館および放課後児童クラブの職員待遇は、児童福祉施設の他施設従事者と比べると改善が必要で、職員の多くがパートタイム等非正規雇用となっております。市町村間の格差も存在しています。

【課題】

健康増進や情操を豊かにするための指導支援技術が必要であり、経験の積み上げが必要な職種であるにも関わらず、児童館職員が長期にわたって安定的に勤務できる労働環境が整っていない課題があります。

【要望事項】

児童館および放課後児童クラブ職員の資質向上のためにも、待遇改善や労働環境の整備を、宮城県として各自治体へ働きかけて頂き、処遇改善の県内一律実施へ向けてご指導をよろしくお願いいたします。

【項目】

児童館及び放課後児童クラブへの理解と職員の処遇改善について

【現状】

各自治体における児童健全育成事業に対する考え方や取り組みに違いがあり、市町村間の児童館運営格差が存在します。県内の児童が等しく享受すべき支援にも格差が生まれている状況があります。

【課題】

自治体として、全児童を対象とした児童健全育成推進のビジョンを持つことが必要です。自治体間において情報や課題を確認し共有する機会や相談支援の機会がないことが、児童館運営の地域格差につながっています。

【要望事項】

県内自治体が児童館事業を含む全児童に対する健全育成事業を推進および支援する担当部署を設置し、恒常的に児童健全育成に携わる関係者や団体、市町村担当課と情報や課題を共有できるよう、県内すべての児童に対する児童健全育成を目指してください。

【項目】

児童館及び放課後児童クラブへの理解と職員の処遇改善について

【現状】

放課後児童クラブ職員は、コロナ禍においても子どもの居場所と健康を守るため、働く保護者の支援のために感染拡大防止に正面から取り組んで参りました。職員は医療関係従事者や保育士等と等しく処遇されなければなりません、未だ相応の給与水準にあるとはいえません。

【課題】

令和元年10月3日発布の「放課後児童健全育成事業の質の確保及び向上に向けた取組の推進について」（厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長発 子子発1003第1号）により、放課後児童支援員が長期にわたって安心して就業できるよう処遇改善に努めることが必要とされており、国も制度活用の推進を図っています。それにより処遇改善を実施する自治体が出てきていますが、全てではありません。未実施の自治体に勤務する職員との間に差が生じていることで、他自治体への職員の流出が予想され、人材の確保に支障が出る懸念されます。

【要望事項】

国の施策である「放課後児童支援員等処遇改善等事業」の活用を、未実施の県内自治体に強く働き掛けて頂くよう重ねてお願い致します。

公益社団法人母子福祉連合会から
宮城県への要望

【項目】

県の施設等における自動販売機の設置について

【現状】

県内のひとり親家庭の親子に交流の機会を提供及び参加者同士の交流や情報交換によりひとり親家庭の孤立をなくす事業を行っていますが、新型コロナウイルス感染症の影響でひとり親家庭の親のおかれた環境は厳しくなっており、特に、仕事・育児・家事を一人で担っているひとり親家庭の母の負担が重くなり、生活や子育てに関する悩みや不安が増しています。

ひとり親の親子に交流の機会を提供することで、子育てについて参考にしたり、親同士も交流することでひとり親家庭の共通の悩みについての解消の一助とすることを目的に実施している当事業への期待は大きいものの、財源の確保に苦慮しているところです。

母子福祉連合会では公共施設における自動販売機設置による収益を事業活動の財源に充てており、現在、県の施設（地方機関）に2台設置されておりますが「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が平成24年9月に制定されて以降、設置実績がない状況にあります。

【課題】

母子福祉連合会は公益認定を受ける際に自動販売機の設置のみを事業として認められた経緯もあり、他の収益事業（食堂等）を行うことができないことから県の施設に設置する機会を喪失している現状となっております。

【要望事項】

県の施設における自動販売機の設置及び運営については「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」に基づき、優先して母子福祉連合会に発注されるよう要望するものです。

また、民間事業者に対し発注の働きかけをされるよう併せて要望いたします。